

ケース スタディによる「中立」概念の本質と

その法的性格の研究………(三)

大 西 公 照

一 はしがき

二 海戦法規における中立理論の展開

三 スイス、オーストリアにみる中立理論

四 南北アメリカにおける中立理論の発生

五 モンロー宣言と南北戦争の中立上の法的性格の再検討

一 はしがき

第一篇⁽¹⁾では中立概念の本質とその前史的展開を追求した。第二篇⁽²⁾はもっぱら主題を、主権論と中立の関係に搾り、国民は国家に対してその基本的人権の確保を、権利として存在づけ得るが、比較憲法・学史の立場よりみれば、国家も亦その保障・確保手段として、国家の基本権を、義務として人民に対しても課し得るとなし、この権利と義務の立体的構造、内容は全然異質のものであるが、法的に程よく組み合わせられ、横断的に、その法的性格を保ちつつ、止揚されてゆくとするのが現代の国家のダイナミックな核であるとして、各国憲法との比較の形において、それが中立論の本質と密接に絡み合っている、その構造上の本質を明らかにしてみた。

この第三篇は、前篇に続き中立の本質がヨーロッパ、南北アメリカ(特にモンロードクトリン)、日本(とりわけ鎖国)、特にドイツに於いて、比較法・学史的に、首尾一貫した一つの枠内のコロラリー上に立って流れ出しているその源を追究し、ここ数世紀来、国際法の本質に位置づけられようとしている実態と、その実存を追究しようとした。

勿論紙数に制限があり、又欠くべからざる要素の一つである一八六一年から現代までのドイツの中立や日本の鎖国論⁽³⁾にからむ中立サイドのハダざわりの研究等々は次号に譲るが、とにかく、日本国憲法九条も、国連憲章それ自身、更にもろもろの超多国間条約⁽⁴⁾、超多国籍企業等々が、その構造理論の解明において、このモダンな中立理論の導入なくして何程も法的に解決できなくなって来ているとの立場から、地道にその解明を進めてゆき、次々号位で、出来ればその核心に触れる予定である。大方のご叱正をお願いしたい。

又この中立論文構成には数多くの、換言すれば一言半句も、多くの内・外書のお陰を忝なうしているが、紙面の都合上全部掲載するわけにゆかないので近日発刊の「現代国際法の導く中立」……大手町ブックス に一挙掲載する予定である。

又この種のもは、日本語で掲載しては二足三文の価値しかなく、独、仏語で発表すべきものとの内・外人の忠告を受けているが、これについては後日に譲りたい。又このコロラリーの表現として従来の中立の用語で充分なのかとの Randelzhofer, A. 君[ベルリン大(自由)教授]の指摘も重ねて結論で明らかにしてゆく予定。

注

- (1) 大東法学六号(一九七九) 大西公照 ケース スタディによる中立概念の本質とその法的性格の研究：(一)
- (2) 大東文化大学紀要一八号(一九八〇) 大西公照 ケース スタディによる中立概念の本質とその法的性格の研究：(二)
- (3) 法政論叢一六号 大西公照 ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究：(四) 鎖国の国際法上の位置づけ

(4) 武市都立商科大学学長古稀論文(一九七三) 東南アジア法の研究所載 大西公照 条約の本質とその法的性格：(一)、大西公照 現代の法律学要論(一九八〇)(国元書房)。条約篇参照

(5) 大東法学二―五号 ケース スタディにみる超多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ (一―四)

二 海戦法規における中立理論の展開

「海戦の場合における中立国の権利義務に関する条約(一九〇九年)」いわゆるヘーグ海戦法規の中立条約第二条は、「中立侵犯の行為」として「交戦国軍艦が中立国領水に於いて捕獲及び臨検搜索権の行使その一切の敵対行為を行なうことは、中立の犯罪を構成するものとし、之を厳禁す」とし、更に第四条で捕獲審検所(prize courts)について「交戦者は、中立領土内又は中立領水にある船舶内に捕獲審検所を設けることを得ず」と規定している。⁶⁾

一九一四年、オランダは早速この両条項を適用して、交戦国軍艦が中立国オランダの領水に入ること禁じるため、海岸線の全面封鎖を行ない、一九一六年にはノールウェーまでが交戦国潜水艦の通過すらも厳禁するに至る。

しかし、「中立」というものの本質的性格から考えると、中立国なるものが、おなじ他の中立国から発せられた禁止規定によって拘束せられることは、もともとあり得ないし、又中立国の法管轄権が公海上に行動する交戦国軍艦の敵性行為やその軍艦の敵国軍艦に対しての攻撃の可否にまで及ばないことは、⁷⁾ 国際法上今更説明を要せぬところである。

この点のコロラリーについては、一八〇〇年の英国捕獲審検所の判決にもハッキリ明示されており、当時から、大すじはずでに確立されていたようである。

その判決をここに紹介してみる。

ツイー ジェブローダーズ ケース⁽⁸⁾

(一) 事実

ツイー ジェブローダーズ号はもともとオランダの商船であるが、英蘭戦争のさなかに、プロシヤの中立領海の外側に停泊していた英国軍艦レスピーグル号によって捕獲された。この時英国軍艦はプロシヤの中立領海の外側に停泊していたと偽り、ツイー ジェブローダーズ号を捕獲せんがため三海里の禁止制限を超えてプロシヤ領海内にボートを派遣したものである。その後同船を英本国に送り、当時の捕獲審検所の管轄下においた。

プロシヤは同船が、プロシヤの中立領海で捕獲されたものであるから、国際法上非合法であり、即座にその商船のオーナーに返還されるべきものであるとして、英国捕獲審検所に提訴した。

(二) 争点

ツイー ジェブローダーズ号は英国が交戦手段の目的に使用しようとして、プロシヤの中立領海を誤認し捕獲したもののなか、どうか。

(三) 判決

英国捕獲審検所はプロシヤの要求を支持する判決を下し、英国に対しツイー ジェブローダーズ号の復原を命令したが、英国軍艦によるプロシヤの中立の侵害は、たしかに国際法にもとめるものではあるとしても、その原因は単なるミスによるものであるから、プロシヤの要求している復原諸費用や損害額の支払いは全面的に拒否するとした。

(四) 判決理由

ウィリアム スコット判事はこの部分について触れ、

「私は、今度の場合どう考えてみてもレスピーグル号自身を、中立領域に停泊させ、交戦の意図の下にボートを

派遣した（このケースではたしかになされた）のであり、それは明らかに国際法上許されるべき許容の範囲を超えているものと考えざるを得ない。

というのは、管理交戦手段さえも、国際法の禁止制限の範囲内でのみ適用され得るものと考えられるべきであり、捕獲を効果あらしめるため、ただボートを派遣したことは万人の認めるところではあっても、今回の場合たしかに管理的交戦行為そのものでもないし、又この場合完全に、且つたしかに、全く国際法のいう交戦的性格を開始しようとして、あらゆる交戦的性格を具備し完遂されたものでもない。

もしも英国側の考え方が支持されるなら、中立領域内に停泊している船舶は、中立領域の外側に停泊している船舶を常時砲撃することが許され得ると言われることになる。

然し今回のケースの損害額 (injury) は、どう考えてみても行為が完遂された (consummated) ものではないんだし、まして中立の根拠にもとづいて受け取れ得る性質のものではない。

然も誰もがかかる行為は、断じて国際法上の交戦行為ではなくて、ただ単に中立領海内で偶発的に発生した事件に過ぎぬと言うだろう。

例えば私が海岸から二マイルの距離に停泊している船舶を強制的に受け渡させる為大砲を発射するか、又は同じ距離に停泊する全く同じ船舶を抑留しようとして、軍艦か、武装ボートを派遣したとしても、それが当座、さしあたりその行為自身、何んな法的性格を示すことになるかというのであろうか。

この両ケースも、つまるところ中立領域に停泊している船舶に対する管理行為 (direct act) に関するものである。後者のケースは交戦行為そのものを武力解決をねらいとして実際に、艦載、人間塔乗武装ボート派遣を開始することを意味する。」

と判決し、卿、本来の主張である三海里説を展開することになる。同じ主張は一八〇五年の *Anna Case* でも開陳された。これと似たようなケースが第一次大戦中に、英国による、ノルウェー中立水域に停泊していたドイツ商船デュセルドルフ号の捕獲で発生する。

この場合ノルウェー枢密院⁽¹⁰⁾はノルウェー中立領海内での英国軍艦のケアレスミスにより発生した侵犯だと判決している。

その中で、枢密院はノルウェーへ尤もな遺憾の意を以って、デュッセルドルフ号を返還せよと命令し、又上訴人ロンドン駐在ノルウェー総領事は、英国領海又は他の外国領水からノルウェー政府へ、デュッセルドルフ号を移動させる費用が早急に支払われるべきものとしている。

こうして中立(水域)とのつながりで、交戦国の敵性行為に枠組みを設けてゆき、いわゆる三海里説が定着してゆくのは、まことに興味のあるところである。

注

- (9) Liszt, V. F., *Das Völkerrecht* (1925) S. 620.
- (7) Glahn, G. V., *Law among Nations* (2nd ed.) 1979, p. 638.
- (8) *British Prize Court*, 1809, 3c Rob. 162.
- (6) *The Düsseldorf*, 1920, A. C. 1034-42.

三 スイス オーストリアにみる中立理論

スイスとベルギーは一九世紀に国際法上初めての永世中立なることを宣言した。スイスの中立の最大特色は交戦国に対し、*impartiality* の態度をとることであったが、然し自国の近辺で国際法の対象となる戦争が発生した時は、その中立を

守るために彼等の常備軍に効果的軍事手段 (effectual military measures) をとらせることにしているのは、その憲法の指示するところである。例えば (第一五条) は「或る州が外国によって突然の危険にさらされた場合、その脅威をうけた州の政府は、直ちに連邦官庁に通知すると共に、他の州に救援を求めなければならない。連邦官庁の爾後の処置には、規制は存しない。救援を求められた州は、救援の義務を負う。その費用は、連邦がこれを負担する。」⁽¹⁰⁾ となっている。

第一次世界大戦後にスイスは国際連盟規約の中に中立の制度が導入されることを国をあげて熱烈に希望し、「スイス国の領域上に於いて、軍事行為に参加したり、外国軍隊の通過を許したり、軍事計画の準備をしたりすることを強制されることのない国家」⁽¹¹⁾との言葉が宣言として挿入されるよう猛烈な運動を展開したことがある。

所詮憲法は国内法の最上位法⁽¹²⁾であり、国家間関係を規律するのは国際法であり、国家間の関係である戦争開始権について、憲法で規定しても全く無駄であり、凡そ意味を持たないとの考え方から、国際条約の一つとされる連盟規約にその挿入を意図したようである。

スイスの国際法上の中立の地位画定は「一八一五年スイス連邦の問題に関する八ヶ国宣言」(当事国九)で

「千八百十四年五月三十日のパリ条約の第六条の実施のためにスイス国問題の取極に参加するように招集された諸国は、一般的利益からスイス国のために永世中立の特典が要請されることを認め、且つ、同国の独立を保障し中立を維持する手段を、領土返還及び譲渡によって同国に与えることを望み、諸州の利益に関するすべての情報を集め、且つ、スイス国公使館が右の諸国は提出した要求を考慮した後、次のことを宣言する。」

とした条項と、「スイス国の永世中立及びその領域の不可侵の承認及び保障に関する宣言」、一八一五年十一月二十日パリ(当事国七)で署名、のこれら二つの条約によっている。

スイスの中立を考える場合最も重要なのが、その成立背景である。スイスには早くよりケルト族の一族といわれるベル

ヴェチャンが住みつき、紀元前五八年にはローマに征服されていることは有名である。

人種的にはブルグント、東ゴート、アラマンニ族等々の混血民族であり、神聖ローマ帝国時代はサヴォイ伯が支配していた。

千百年代はハプスブルグ家の支配に服し、スイス民族はこの桎梏から脱することに骨身を削ることになる。とりわけシュバイツ (Schweiz)、ウンターワルデン (Unterwalden)、ウリー (Uri)、の諸州は、一二九一年八月一日を期して独立戦争を開始するに至る。千四百年代にはチューリッヒ (Zurich)、ツーク (Zug)、グラールス (Glarus)、ベルン (Bern) の各州もスイス連邦に参加した。

一六一八年から一六四八年迄、ドイツを舞台として争われた三十年戦争は、ヨーロッパ最後の宗教戦争と言われているが、その結果がウェストフェリア条約に凝結する。そしてこの条約が一七八九年に勃発するフランス革命までの間のヨーロッパの一切の政治をとりしきる原則になってゆく。

こうしてオランダとスイスはドイツより切り離され、一六七四年には、中立政策を宣言する。然しこれも一七九八年、すぐまたフランスの侵入をうけ、フランス軍との対決がナポレオン時代まで続くことになる。一八〇三年に至りスイスは十九のカントン、一八一五年には二十二のカントンを持つ連邦となり、一八一五年のウィーン会議で、スイスとオランダの独立、更には中立化ベルギーの独立をも認めるに至った。⁽¹³⁾

スイスの場合、結局するところ全領域が峻厳な山嶽地帯に位置し、天然資源も絶無であり、たとえ占領したとしても、その維持費は交戦国にとっての大きな一方的負担を意味し、戦略的、地政学的には無価値であるが、一応地理的には要衝に位置するとなし、とにかくスイスはヨーロッパ人各国にとり軍事的に占領する価値に値しないところであるが、その地理的要因からする世界会議や、機構の所在地には適するとして、周辺諸国が、その意味のみを強調した永世中立を認める

ことになる。

現行の憲法は一八四八年の連邦憲法、更に全面改訂版、一八七四年の人民憲法をいく多の部分改訂を施し現在にまで及ばせているもので、連邦の権限として

第八条 連邦のみが、宣戦を布告し、講和を締結し、外国と同盟及び条約、特に関税並びに通商条約を締結する権利を有する。⁽¹⁴⁾ (外交に関する州の権限)

とあり、更に兵役の義務として

第一八条 いずれのスイス人も、兵役の義務を負う。

連邦の兵役のために命を失い、又は健康上永久的傷害を受けた軍人は、必要な場合、自己又は自己の家族のため、連邦の救済を請求する権利を有する。

軍人は、各々最初の軍装具、被服及び兵器を無傷で受ける。兵器は、連邦法律の定める条件の下に、軍人の手もとにこれを保管する。」

また連邦軍の組織及び指揮として

第一九条 連邦軍隊は、左のものを以って組織する。

イ 州の軍団 (Truppenkörper)

ロ 州の軍団に属していないが、兵役義務をもつすべてのスイス人

連邦軍隊の指揮は、法律上定められた軍需品の保管と共に、連邦を行う。

危険に際して、連邦は、連邦軍隊に属しない人、及び州のすべてのその他の戦争資材を、独占的且つ直接的に指揮する権を有する。

州は、連邦憲法又は法律によって制限せられざる限りにおいて、その領域内の兵力を指揮する。

第二〇条 (軍制) 軍制についての法律は、連邦がこれを制定する。かかる法律の州内における執行は、連邦の法律をもって定めるところの制限内で、且つ連邦の監督の下に、州の官庁がこれを行う。

総括的軍事教育並びに武装は、連邦がこれを行う。

被服及び軍装品の供給並びにその保存のための配慮は、州がこれを行う。担し、そのための費用は、連邦の定める法規に従って、連邦から州に支払われる。

第二一条 (軍団の構成) 軍事上の理由に妨げない限り、軍団は、同じ州の男子によりこれを組織する。

この軍団の編成、その員数の維持及び士官の任命並びに昇級については、連邦により制定される一般的規定に従って、州がこれを行う。

と規定している。

スイス憲法の第二の特色は、外国への軍隊の派遣は

第一一条 如何なる軍人派出協定 (Militärkapulationen) も、これを締結してはならない。

として禁じているが、外国よりしかけられた戦争には断乎として反撃する力強い戦争開始権を聯邦に保有させているのが特色である。

又比較憲法からするとアメリカのように天然資源と地政学的要衝には恵まれてないので、その意味で外国からの侵略はなく、そのような意味で軍事的には中立を守り易いとしても、それでも尚かつ侵入してくる外国軍隊に対しては、断乎として容赦なき反撃を加えて、その中立を守るという積極的中立のティピカルな法的性格を兼ね備えているといえよう。中立国を侵すことのみを侵略と称するというモダンな国際法上の新しい概念がここで発生する。

オーストリアも一九五五年十一月十四日日本国政府と交換公文を取り交し、

「千九百五十五年十月二十六日に、オーストリア議会は、オーストリアの永世中立に関する憲法法規を可決した。この法規は、千九百五十五年十一月五日に発効したが、その内容は次のとおりである。

第一条(1) 外に対し常に独立を確保するため及び自国領土を侵されないため、オーストリアは、ここに自由意志をもって永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段を挙げて永世中立を維持し、かつ、擁護せんとする。

(2) 将来にわたりこの目的を確保するため、オーストリアは、いかなる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にいかなる外国の軍事基地の設置をも許さない。

第二条 この連邦憲法法規を執行することは、連邦政府の責任である。」
とし、

「この憲法法規を日本国政府に通告するに際し、オーストリア連邦政府は、日本国政府が前記の法規に定められたオーストリアの永世中立を承認されるよう要請する光榮を有する。

オーストリア公使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に対して敬意を表する。

千九百五十五年十一月十四日」

とあり、要するに憲法による国内法上の問題と、その法的位置づけを、国家間関係を規律する国際法の場合に持ち出し、これを二国間問題として捉え、その数を多くして行って、いわゆる国際法上の *binding forces* を生じさせようとしたものである。

このやり方は、スイスが前述の如く、すでに憲法上の宣言を連盟規約の中に盛り込もうとしたことと同じく国際法上の

法理に立脚するものである。

日本国外務省は、この申し出に対し、早速反応を示し、

『外務省からオーストリア公使館にあてた書簡』

外務省は、在本邦オーストリア公使館に対し敬意を表するとともに、同公使館が次のとおり通報された昭和三十年十一月十四日付同公使館発口上書第二一八三号を受領したことを確認する光栄を有する。

(オーストリア公使館上書内容略)

外務省は、ここに日本政府が前記のオーストリア連邦憲法法規に定められたオーストリアの永世中立を承認することをオーストリア公使館に通報するの光栄を有する。

外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてオーストリア公使館に対して敬意を表する。

昭和三十年十一月十六日

として、その二国間に限った拘束力を承認することになる。勿論この場合、条約法よりみれば行政府による行政協定 (Executive treaties) の形式を踏んでおり、国会の承認を必要とせぬフォームをとっている。

およそ憲法上の規定とは、たとえそれが、国際法上の国家の基本権 (基本的人権の確保に対する国家の側から) に関する条項であっても、あくまで国内法上の一措置にすぎぬものであり、これを国家間の規律とするためには、憲法上の宣言条項も含めてこのようにして二国間での承認を必要とするのは、法理上至極当然のことであるし、その拘束力が、国際法上のもの迄たかめられてゆくには、一つは前述のスイスのように規約や憲章にハメ込むことを試みるか、二つはこのオーストリア政府のように二国間条約をふやして行くしか手ダテはないということになる。日本国憲法の九条もよくよくこのことを考えてみなければならぬ。

勿論日本国憲法のいう九条も、Aspiring sincerely の言葉で始まっている通り、外国の日本に対する考え方はいざ知らず、一方的に内国事情よりして心から祈っているという程の意味であり、commission to study the organization of peace という国際法学者の集まりによって作られた憲法であるので、独立主権国家の成立の欠くべからざる基本権の一つである戦争開始権 (war as a sovereign right of the nation) を否定することは、国際法上、許すべからざる行為であることは百も承知しているが、国内法の最上位法である憲法で一応心から一方的意志表示をするという位の意味であり、これが国際法上の権利として認められる為には、前述のオーストリアのように、世界各国と、各個の相互確認宣言を通じて、binding force らしきものを発生させてゆくしかその方策のないところのものである。戦争開始権は、国内法である憲法の基本的人権 (国家に対する権利としての) 確保に対して、国際法上の教育権、課税権、社会保障権等々とともに、国家の基本権の一つを構成する。一九三八年にはスカンジナビア三ヶ国も、北欧四ヶ国永世中立宣言をブチ上げている〔Morgenthau: The American Political Science Review 33 (1939) p. 230〕。

注

- (1) 大西公照、大沢章、杉原泰雄、藤田勇ほか編 世界の憲法 (国元書房) ほかによる。
- (2) Oppenheim, L. F. L., International law, Vol. II. (1972) p. 636
- (3) Creifelds, Dr. C., Rechtwörtererbuch (1980) S. 1168.
- (4) Palmer, R. R., A History of the Modern World (1960) 57, 177, 202, 235, 378, 589, 815.
- (5) 前掲 大沢、大西ほか訳「世界の憲法」 大石義雄ほか訳「世界各国の憲法典」参照。

四 南北アメリカにおける中立理論の発生

第一次世界大戦中に発生したラテン アメリカをめぐる中立論争のうちで最も重要なのが領海問題を現実に取り上げ、

その誤用に言及したことであり、一九三九年に至り、新しい世界大戦が南アメリカの海岸にも直接に拡大し始め、ラテンアメリカ共和国群も手取り早い対策をとる必要を生じ、これに恐れをなした諸国が集まるに至ったことである。

一九三六年のブエノスアイレス条約の規定や一九三八年のリマ宣言の精神を土台としながら、一九三九年九月に、ラテンアメリカの外務大臣がパナマ政府の招待で、パナマ市に集まり、参加国の中立の地位を保持することを意図した数多くの宣言 (resolution) を承認している。⁽¹⁵⁾

この宣言のうち最も重要性を持つものが、五、七、十四、十五章であり、とりわけ五章は戦争期間中、汎アメリカ中立委員会 (Inter-American Neutrality Committee) を創設することを提議しており、七章は戦時禁制品 (Contraband)、十四条はパナマ宣言を採択し、次のように述べている。

「大陸自衛手段の一つとして、アメリカ共和国群 (the American Republics) が、その自由を保持しようとする限りこれら両アメリカ大陸に接続する水域に対し、その伝統的権利を行使し、南北アメリカ大陸に対するあらゆる非アメリカ国民によるすべての敵対行為、それには陸・海・空から試みられ、企画される全交戦行為を含め、断乎としてその遂行を排除し、これら地域に対し第一次権益 (primary concern) と、直接的効用 (direct utility) を行なう権利をもつものであることを宣言する。⁽¹⁶⁾」(筆者試訳)

とあり、アメリカ大陸の周囲約三百マイルが、カナダを除き、この宣言によって個別的又は集団的措施をとるべきことを宣言するに至る。

又一九四〇年春ドイツ軍がベルギー、オランダに侵入し、ベネルックス三国の中立が侵害されるや否や、南北アメリカの外相会議が同年七月ハバナで開催されるに至る。この会議の主たるねらいは、非アメリカ国家 (non-American Nation) によるアメリカ両大陸への攻撃に対し相互援助 (reciprocal assistance) を規定することであり、その集大成がハバナ条約⁽¹⁷⁾

(Act of Havana) と云ふことだ。

またアメリカの中立についてであるが、アメリカ合衆国がヨーロッパ大陸の軍事的関係から離れ、独自の途を歩もうとした一八二三年の Monroe Doctrine は、現代に至るまで、アメリカの大きな外交指標となつてゐるところのものである。当時即ちドクトリンの述べられた一八二三年十二月二日前後は、Napoleon の没落後、漸く抬頭し始めた王政復古の反動期にあたつており、スペインは南米の植民地回復を提議するし、ロシアは又太平洋岸への要求を熱烈に持ち出した時期でもあつた。⁽¹⁸⁾ 尤も之を作成したのは Monroe ではなく、John Quincy Adams とする説が有力となつてゐるとしてゐるものもあり、またそれも一因となつて議会で、モンローの再々演説にも拘らずこの宣言が批准されなかつたといふわくつきのものである。

「ロシア帝国政府が当地駐在の陸下の公使を通じてなしたる提案に対しましては、St. Petersburg 駐在の合衆国公使に全権 (full power) と訓令 (instruction) を送り、友好的直接外交交渉 (amicable negotiation) により、本大陸の西北海岸について両国の権利と権益 (interests) を調整することを念じました。⁽¹⁹⁾」で始まるこの修飾語の多い文章は、あらゆる意味でアメリカ両大陸のあり方を現在に至る迄拘束してゐる中立宣言であるとみてさし支えないと思う。⁽²⁰⁾ その中で唱い上げる the American Continents, by the free and independent condition which they have assumed and maintain, are henceforth not to be considered as subjects for future colonization by any European powers (アメリカ両大陸は、現在維持してゐる自由にして独立した状態から考へて、今後いかなる欧州国家の将来の植民地化の対称とはされ得ないといふことでもあります。)

の条項は、三項で述べる

「現存するいかなる欧州諸国の植民地又は属国についても、我々は何ら干渉したこともなく、又将来断じて干渉す

る」とはありませぬ (with the existing colonies or dependencies of any European power, we have not interfered, and shall not interfere)」

の項目とともに、合衆国は天然の資源風土に支えられ、自立してゆく力のあることを再確認し、軍事的に中立国の立場をとるとの勇ましいのろしを、ヨーロッパ大陸国に対し、力強くブチ上げたものとみることが出来るであろう。

当時のアメリカに対するヨーロッパの目がロシアをも含めて、すべてその天然資源の分配にありつこうとする考え方からの武力上の発想であったことを考える時、

「スペインとこれらの新政府 (南米大陸をさす) 間の国力と資源の比較、更に相互間の距離に目を注ぐなら、スペインが決して彼等新政府を屈服させ得ないことは明白であります」 (If we look to the comparative strength and resources of Spain and those new governments and their distance from each other, it must be obvious that she can never subdue them)

この言葉はまさにそれを裏付けているものとみてよいだろう。

第一次世界大戦では、はしなくも、ドイツの blockade に伴う無制限潜水艦撃沈宣言から、ヨーロッパ大戦に引きづり込まれ、その勝利の立て役者となった割りに、近來の戦争の勝利国のメリットとする、領域の拡張と賠償金の獲得は絶無に近く、その意味では何等得る処なく、その故にウイルソンの作った国際連盟規約すらも上院の認めるところとはならず、第二次世界大戦だけは何んとかして、モンロードクトリンに還ろうとして、Lend Lease Act⁽²¹⁾等を武器として、その中立の維持に狂奔したが、結局 Greer 号ケース等々⁽²²⁾を契機として、第二次世界大戦へもまた、第一次大戦とさして変らぬ原因より、なだれ込まさせられて行くことになった。

このような背景で、南北アメリカを共同して守ろうとのグローバルな考え方より、中立を守るとの考え方が南・中・北

米アメリカに抬頭して行ったとしても、中立論の本質からして何等異とするにあたらないであろう。

こうして、この種のような中立の考え方が一九四七年九月二日のリオ デ ジャネイロで署名された全米相互援助条約（当事国二三）等に結実して行ったものとみて差しつかえないと思う。

第一次、第二次世界大戦は北アメリカの鉄、石炭、石油等を軸とする天然資源が、よきにつけ、あしきにつけ中立保持の欠くべからざる要素となつたわけであるが、全面戦争、経済戦争下の現代では、その対象が、これ等地域の天然資源の急速な涸瀾等々もあり、北米よりも、むしろ中、南米へとその重心を移してゆくことになる。その本質の端的に表われているのが、全米相互援助条約（一九四七年、リオ デ ジャネイロ、当事国二三）第九条である。

第九条（侵略の定義） 協議機関が性質は侵略であるとするところのある他の行為以外に、次のものが同様のものとみなされる。

イ 一国による他国の領域、人民、又は陸軍、海軍若しくは空軍に対する、挑発によらない武力攻撃。

ロ 条約、司法上の決定、若しくは仲裁裁決に従つて画定された境界を越えることによつて、一国の武装兵力が行うアメリカの一国の領域への侵入又は、右のように画定された国境のない場合には、他国の実際上の管轄権の下にある地域を犯す侵入。

でありこれらの条項の意味する方向が、近来言われている、例えば極東国際軍事裁判所条令第五条(イ)項

(イ) 平和に対する罪、即ち、宣戦を布告せる又は布告せざる侵略戦争、若しくは国際法、条約、協定又は保証に違反せる戦争の計画、準備、開始、又は実行、若しくは右諸行為の何れかを達成する為の共通の計画又は共同謀議への参加。

等の規定とくらべ、侵略の意義において、中立法の絡みから一九三三年の「侵略の定義に関する条約」や、第二次大戦

後のニュルンベルグ裁判所のいう侵略の定義とは本質的に相違していることを忘れてはならない。

要するに侵略とは、交戦国が中立国を侵すことを言うという意味に変容を来たしてきているということであり、従来の国際法の意味した交戦国間の侵略の定義が風化し始めたことを物語っている。

これらの考え方は全米相互条約署名後、約一年たった一九四八年四月三十日ボゴダで署名された全米連合憲章で端的に表われその趣旨をあからさまに表面に押し出すこととなる。

第四条（目的） 全米連合は、そのよって立つ原則を執行し且つ国際連合憲章に基く地域的責任を果たすため、次の本質的目的を宣言する。

(C) 侵略の場合に加盟国における共同行動を準備すること。

第十一条（防衛権と生活権の限界） 個々の国が自己を防衛し、自己の生活を営む権利は、他の国に対して不正な行為をなすことをその国に許すものではない。

第十七条（領域の不可侵） 国家の領域は、不可侵である。国家の領域は、いかなる理由によつてるかと同わらず、すべての住民に平等に行使される。

とし、更に二十六条で、

第二十六条（経済的協力） 加盟国は、その経済機構を強化し、農業及び鉱業を開発し、工業を促進し且つ貿易を増進するため、最もかつ、達な善隣精神をもって、各自の資源が許し法律が定める限り協力することに同意する。

というようなことをうたい上げるに至るのである。

中立とはヴァッテルの時代の *impartiality* の思想から *Lend Lease Act* にみるような積極的な *positive neutrality* へ、更にそれは経済的中立へと変容してゆく。勿論国家の基本権は認めつつも、経済力に裏付けされた積極的中立でなけ

れば存立し得ない状況を作り出してゆく。憲章のいう安保理の侵略に対する措置として四十一条の経済的措置と、四十二条の軍事的措置とは、ケルゼンも説明する⁽²³⁾ように、四十一条で効果なき時にのみ四十二条の適用が許されるというような考え方から、四十一条そのものが、侵略の息の根をとめることを意味してゆくこととなり、四十一条の措置自身が四十二条となつてゆくのである。

(注)

(15) A. J. I. L. (1940) Supp., 1-18 excerpts from the texts.

(16) Glahn, G. V., op. cit., p. 640.

(17) Fenwick, C. G., "The Declaration of Panama 34, A. J. I. L. (1940) pp. 116-9.

Wild, P. S., "The 300-Mile Neutral Belt in International Law," 26 A. B. A. J. (1940) pp. 237-8.

ほかに「中立委員会」より付託された案件を一九四〇年四月二十七日パナマ条約参加国に送つてゐる[35 A. J. I. L. (1941)] Recommendations を参照。

(18) Casner, M. B.,; Gabriele, R. H., Exploring American History (1936) pp. 339-66.

(19) Palmer, R. R., A History of the Modern World (1960) pp. 451, 543, 548, 623, 624, 626.

(20) Young, W. H., American Government (1960) pp. 566-7.

(21) Wilson, R. R., The International Law Standard in treaties of the United States (1953) pp. 234-9.

(22) マサチューセツト最高裁判所は、一九四二年の Stankus v. New York Life Insurance Company ケースで「アメリカ合衆国とドイツの国際法上の戦争は一九四一年秋の Greer ケースで勃発しており、保険会社支払い政策もそれに準じるべきである」と判決してゐる。(312 Mass. 366; N. E. 2d, 687.)

(23) 前掲・大西論文・大東法学参照。

五 モンロー宣言と南北戦争の中立上の法的性格の検再討

モンローの中立宣言に大きな影を落したのが、アメリカの南北戦争 (Civil War, 1861-'63) といえるだろう。

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究…(白) (大西)

南北戦争は、一般に人道主義の戦いであつたとあまねく人口に膾炙されている。

勿論政治的にはいわゆるニガー (niger) にアメリカ連邦に対しての基本的人權 (fundamental human-right) の確保をさせた点・具体的には連邦憲法にその条項を織り込んである点では画期的なものであつたとは言えるであろう。

例えば一八六五年二月の提案になる修正一三条、奴隷制の廃止

第一節 奴隷または、自発的でない苦役 (involuntary servitude) は、被告人がその犯罪に対する処罰として正当に有罪判決を受けたものを除いては合衆国内またはその管轄権に属するいかなる場所においても存在することを許されない。

第二節 合衆国議会は、適当な立法によりこの条項を施行する権限を有する。⁽²⁴⁾

の両節などの修正付加条項は、一八〇三年に修正一二条が提案され、翌一八〇四年九月に発効したいわゆる一八〇四年の修正一二条 (大統領の選挙方法の改正) 発効以来凡そ六十年間絶えてなかつたところのもので、Lincoln による一八六三年の The Emancipation Proclamation を憲法条文化しただけの修正条項ではあると言っても、一八五七年、従来の奴隷制を認め方る向に加担した Dred Scott Case⁽²⁵⁾ 以来その暫進的な修正が求められていたものであり、州民権と連邦国民権との分離を表面上一応一本化しようとした点では重要性を持っているとみていい。

市民権、法の平等の保証については、修正一四條

第一節 合衆国に出生し、もしくは帰化し、その管轄権に属するものは、すべて、合衆国ならびにその居住する州の市民である。いずれの州も合衆国市民の特権または免責を制限する法律を制定し、また施行してはならない。いずれの州も、正当な法の手続きによらないで、何人の生命、自由、財産も、これを奪うことはできない。

またその管轄権内にある何人に対しても、法律の平等な保護を拒否してはならない。

第二節 代議院議員は、課税されないインディアンを除いた各州の全人口を計算して、それぞれの人口数に従つて各州の間に配分される。ただし、合衆国大統領および副大統領の選挙人の選出、合衆国議会の代議院議員、各州の行政官、および司法官、またはその州議会の議員のすべての選挙に際し、投票権が年令二十一才であり、かつ合衆国市民である州の男子たる住民に対して、叛乱またはその他の犯罪への参加以外の理由によって投票権が拒否され、また何らかの方法でこれが制限される場合には、その州における代議院議員選出の基準はこれら男子市民の数がその州における二十一才以上の男子市民の全数に対して有すべき比率に従つて縮減されねばならない。

第四節 法律によつて授権された合衆国債の効力は、暴動または叛乱を鎮圧するための労務に対する恩給ならびに賜金の支払いのために起された負債をも含めて、それを争うことはできない。しかし合衆国およびいづれの州も合衆国に対する暴動または叛乱の援助のために起されたいかなる負債や債務も、またいかなる奴隷の喪失や解放のために生じた請求にも、これを負担し、かつ支弁することはなく、かつこれらの負債、債務、および請求のすべては違法にして、かつ無効とす。

となつたし、更に修正十五条は

第一節 合衆国市民の投票権は、人種、体色もしくは過去における苦役の状態に基いて、合衆国、または各州によつて拒絶あるいは制限されてはならない。

第二節 合衆国議会は、適当な立法によりこの条項を施行する権限を有する。

としたのであり、修正十四条二項が州の黒人の選挙権を制限する時は、連邦議会の下院議員の定数を減少せしめられるようにしたが、実効がなかったので、この修正十四条でその追い打ちをかけたものである。尚、州によっては、特に南部、例えば筆者のいたヴァージニア州等では、つい先だつて迄、合衆国民としての適性検査があり、英語での読み書きの出来

ぬものは、連邦国民としての資格なきものとして、選挙権を行使し得ないとして、黒人のシメ出しを凶っていた。白人はと言えば、例えばオクラホマ州等では「一八六七年以前に選挙権を持っていたものはその例外とする」とし、これをいゆる悪名高い *grandfather clause* と呼ぶのであり、その徹廃さえも一九一五年の連邦最高裁違憲判決までかかっているのであるから、ほかは推して知るべしと言えよう。

然し一応、連邦憲法上は黒人の選挙権を大巾に認められた。発効は一八七〇年三月となっている。だがこれ等の修正も連邦憲法としての条文化は、南北戦争という事態に対し政治的配慮で即応されたものであり、注意すべきは前述の *Dred Scott* 判例にも露呈されているように、合衆国の法構造なるものが州法を基本としており、一般に最高裁 (*Supreme Court*) とは州の最高裁のことで、連邦のそれは人民の基本的人権の確保面のみを限り、違憲審査を対象とした判断をするに過ぎないということである。要するに一見、黒人の政治的解放はそれが連邦憲法に条文化されたことにより、全き迄には至らないとしても *Lincoln* の意図する方向には進んだことになる。然し簡単に憲法でニガアの措置といっても、その解放とは、こゝと人権に関することであり、その本質は一片の条文を憲法に挿入するというような政治的措置によってのみで処理されるものではない。いわゆる社会的、文化的、更にはそれにねざした経済的解放を伴ってなされたものでなければ何の意味ももたないことになってしまう。つまるところアメリカ連邦の場合、連邦法、即ち憲法による一片の文章の挿入による解放ではなく、それが一朝一夕にはゆかないとしても、州法による解放、実感的には白人との文化的・社会的平等な取扱いのことではなければならない。

一般にアメリカの中立政策の書き出しなるものが独立戦争時代下は省くとしても一応 *Monroe Doctrine* からであり、その骨付けが南北戦争の完成によってなされたとする有力な考⁽²⁶⁾え方がアメリカにも、日本にも深く存在している。

その意味するところは奈辺にあるのであろうか。例えば、*McCormick reapers* (刈取機) 使用台数が一八四八年に五百

台だったものが一八六〇年に十万台になっているし、小麦生産量は一八五〇年に一億ブッシェルにしか過ぎなかったのに、同六〇年には一億七三〇〇万に倍増している。一八五〇年から五七年の七年間に東部独立十三州にまたがるアパラチヤ山脈には五ツの基幹鉄道が敷設された⁽²⁷⁾。

一八〇八年ジョージ ステイブソンが蒸気機関車を発明し、一八三〇年、リヴァプールとマンチェスター間を初めて鉄道で結び、ロンドンに達したのが一八三三年であることを考えあわせれば、一八五〇年代にこのアメリカ十三州に敷設された鉄道網の整備はまことに驚異という外はない。

又アメリカ独立十三州のうち、後に北軍にくみする、いわゆる北部諸州 (Northern States) が、突如として、現在のカリフォルニア西海岸に興味を持つに至った契機を提供したのが、カリフォルニアにおける金鉱の発見であり、一八四八年中にだけでも無慮八万の完全移住民が Gold-Seekers として、この地に、主として東海岸北部から崩れ込んだといわれている⁽²⁸⁾。金鉱採掘に従事したのはすべて黒人であり、黒人の労働力の実力をマのあたりにみることになる。そしてこの点を強調して時の上院議員 Henry Clay が実質上 slavery の労働力受け入れを拒否せぬ Free-Soil 憲法を、州法たらしむべく提案し、上院の承認をとりつけ、その結果としてニュー メキシコとユタの両州が奴隷無差別制受け入れの国家となった年でもある。このことが契機となり、ワシントンDCでも奴隷の取引を (Slave trade……Slavery . . .) を禁止し、いわゆるこれにまつわる法案 Compromise of 1850 を議会に提案、通過させ、州法化している。しかしこれらの措置も北部の諸州より新奴隷逃亡法 (The New Fugitive Law) にしかすぎぬではないかとのきびしい批難をうけるに至った。

当時これらの法律は別名 The Underground Railway Road だと言われていた。

まだ、一八五〇年に達しない頃の話であるが、奴隷制度に反対する多くの北部の人が秘密裡に、奴隷をカナダへ逃してやり、彼等のオーナーが再逮捕出来ないようにした。この黒人逃亡補助機構がこの Underground Railway Road と

呼ばれるもので、カナダへの、州から州にまたがる主要逃亡ルートには各々マークがつけられていたという。当時からこの逃亡州間ハイウェイの継ぎ目をステーションと呼んでいる。⁽²⁹⁾

又これらのステーションのあるところは、逃亡秘密ルート上のメンバー州に限られており、逃亡奴隷はまずルート上の最初のステーションで一昼夜隠れ、次の夜になってそのステーションのオーナーが次のステーションへと車で送ってやり、次の日は又そのステーションでかくまわれるというやり方だったという。又時として北部の自由ニグロが、この地下逃亡機構のメンバーであることもあり、これ等奴隷の逃亡に力を籍すことも多かつた。⁽³⁰⁾そして、これらの奴隷逃亡に好意を示したのが、政治家、実業家ではなくて Whiter, Lovell, Bryant, Emerson, Longfellow 等々の文筆家、詩人に限られていた⁽⁸⁾という事実も驚嘆に値するであろう。

とにかく当時の政治家、実業家はすべてが、あげて奴隷の労働力をアメリカ未開地開発の必須不可欠の要素として利用しようとする一念で凝り固っていたことになる。当時のイリノイ州選出の上院議員であり、後にリンカーンの政敵となる Stephen A. Douglas の言動などはそのどれを取り上げてみても、奴隷搾取の一念に終始した一生であったことを物語っている。裁判所でも、一八五七年の Dred Scott Case がその偏向の経緯を如実に示している。

このケースとは、一八五七年三月ブキャナン大統領の就任式後、まもない頃のこと、連邦最高裁判事 Tany が下した判決⁽⁹⁾のことである。

スコットは、現在ミズリー州よりミネソタ州に移って生活している黒人であるが、二十年程前には奴隷制度が禁止されているイリノイ州とウイコンシン州に住み、その地のマスターに面倒をみてもらっていた奴隷である。昨年ミズリー州に帰った彼は、彼の持ち分の土地に不満を持つようになり、意を決し、Free soil 上に建てた住居の自由化を求めて訴訟を提起した。

南部の空気の支配的であった裁判所は、彼が自発的に、奴隷制を認めるミズリー州へ帰還したという事実を示し、以前にスコットが他の州で所有していたいかなる自由やルールも喪失したことになり、更に最近州議会が各州で奴隷制を禁止する試みをするが、それはすべて連邦憲法上違法であるとしたもので、その骨子は、

「スコットはミズリー州法では法律上奴隷なるが故にアメリカ連邦の市民たり得ず、その為連邦法廷の裁判の対象となり得ない。又連邦憲法は間接的に奴隷制度とマスターの財産としての奴隷を承認しているのである。」

“Scott, because he is a slave, is not a citizen of the United States and therefore could not sue in the courts of the Nation. The Constitution indirectly recognized slavery and the slave as the property of his master”

というものであった。

当時イリノイ州で弁護士の資格を持っていたリンカーンは、一八五四年同州 Peoria でこれに反撥する見解を発表し、奴隷制の存続に理解を示したイリノイ州選出の Stephen Douglas のライバル候補となるに至る。

リンカーンがどのようにして上院議員への途を歩むかの基本的考え方は彼が民主党指名のダグラスに対し、一八五八年五月、イリノイ州共和党の候補に指名された直後の演説であますところなく吐露されている。その中で

「家（連邦国会）が、家の中で相い分れて戦争していて、どうして自立し得ようか（対外的に国家責任を全うし得よう）。私はこのアメリカ連邦政府が半分奴隷、半分自由民の構成で永久に存続してゆくとは断じて出来得ないと信ずるものである（このままの姿ではアメリカ連邦は必ず斃れると思う）。私は断乎としてこのアメリカ連邦が分解されることを望まない——私はこの家（連邦議会）が倒れることを命をかけて阻止せねばならぬ——更に何よりもまず私はこのアメリカ連邦が二分されることを終熄させなければならない（A house against itself cannot stand. I believe this

government cannot endure permanently half slave and half free. I do not expect the Union to be dissolved — I do not expect the house to fall — but I do expect it to cease to be divided.)

と述べている。⁽³³⁾

彼は奴隷問題を解決せざる限り、このアメリカ連邦 (Federal America) はこの地球上より間違いなく消え失せると結論するのである。

この考えを更にハッキリ示したものに、ゲッティスバーグ アドレスなるものがある。その冒頭で彼は、

「Fourscore and seven years ago our father brought forth upon this continent a new nation conceived in liberty and dedicated to the proposition that all men are created equal……

(今を去る八十有余年の昔、我等の祖先は、この大陸の上に、自由を体内深く孕み、あらゆる人間は平等に作られているという公準に立脚した新しい国民主権国家を齎らし込んだ。)」

と力説している。この新しい国家とはその理念達成のため白、黄、黒すべてを政治・社会・文化・経済的担い手として平等にもたらし込んだという意味である。

さて当時のアメリカの人口構成をみるに、一七七六年の独立宣言時が三〇〇万、一七九三年、三九三万、一八〇〇年に五三〇万、一八二〇年に九六四万、一八五〇年に二三〇〇万、一八六〇年に三一四〇万で、南北戦争開始時には北軍域二十三州で二二〇〇万、南軍域十一州九〇〇万とあり、一九三〇年には一億二三〇〇万に達し、この頃の移民法の制限が出るまでには十年間平均二〇—三六%前後の社会増加(移民をメインとする)を示して来ている。

このうち黒人は公表文では一〇%を上下していたということとなっているが、筆者の別の調査では二〇%を上廻っており、一〇%というのは、センサスに顔を出す一〇才—三〇才迄の労働可能人口数で、それ以外はセンサスの登録から全く

外されており、州法の適用外となっている点も忘れられるべきではない。

ともかく一八二三年のモンロー ドクトリンがロシアよりするアメリカへの食指、スペイン、ポルトガルの溶喙等をハネのけての中立政策維持であったのに比し、リンカーンの考えた中立政策とは、一応モンロー ドクトリンを受け継ぐとしても、新たに起りつつあった欧州での、例えば一八六一年のイタリア統一やドイツの統一（一八六二年、ビスマルクのプロイセン首相就任）等々、更にそれに続く日本の近代国家への仲間入り（実際には一八六七年の明治維新）等々の当時のアメリカを取り巻く新興烈強のケハイは刻々としてリンカーンの耳に入っており、⁽³⁴⁾それ等の勢力のアメリカに及ぶ前に出来るだけ早くアメリカ連邦が東海岸で統一し、漸く、たくましく育ち上ったダイナミックなエネルギーな新興国家、独伊に對さざる限り、その植民地支配の餌食になってしまうであろうとの懸念を持っていたこと、又可能な限り西漸運動（Go west, Westward movement）を完成し、その後顧の憂いをなくして、西海岸にたどりつかない限り、あの日本の支配下に入る位のこと、充二分に研究し尽くされていたといえる。明治維新後、新政府が急速にハワイやアメリカ西海岸に興味を持ったことはそのあたりのゆき方が正しかったことを示している。

例えば一八三七年（天保八年）、日本の漂流民を送って、ついでに通商を求めて浦賀に來た *Marrison* 号事件、更に同船の薩摩への再訪、一八四八年（弘化三年）の米提督 *James Biddle* を通じつゝの *Taylor* 大統領（1849—50）による通商開始交渉、更には一八四八年（嘉永元年）メキシコとの戦いによるカリフォルニアの獲得と、同時に当地で発生したゴールド・ラッシュの現象等は増大する對支貿易とも絡み、補鯨業を含めての貯炭所、避難所としての日本の開国強要へとつながってゆく。

一八五二年の米大統領 *Millard Fillmore* による *Matthew Calbraith Perry* の東印度艦隊長官任命と同五三年の大統領直接指示にもとづく浦賀強制停泊問題等々の経緯はリンカーンの近辺にも詳細に報告されており、いずれ日本が二、三

年中に太平洋岸に興味をもつに至るであろうことをあわただしく感じさせていた筈で、ロシアのプーチヤチン (Euphinius Poutiatin) 海軍中将と米提督ペリーが双方の対日訪問ニュースでお互いに刺戟し合い、交互訪問を重ねている事実もこの間のニューアンスを物語るに充分である。

又大統領の幕府への国書呈出を使命として、一八五六年から五八年に亘るハリスの下田駐割も、南北戦争のわずか数年前である。五六年とは安政三年であり、有名な Arrow 号ケースの起きた年で、英仏連合軍の北京進入を許しており、安政五年 (一八五八年) 正月には例の修交通商条約十四ヶ条、貿易章程七則の締結をみている。恐るべき新興政府が薩長をメインとして旬日のうちに構成されるに違いないとの見地から英国公使パークスの幕府を見限つての、それへの接近があったこと等は、英米側が、当時の我が国の捉え方に相当度の適確性を持っていたことを指差しているとみてよい。

アメリカ連邦がそのよく中立を保ち得る為には、一つは国内で人種問題のようなつまらぬことで争闘している限りモンロー宣言はその土台からくつがえされてゆくだろうということ⁽³⁵⁾。又西海岸に早く到達して、アメリカ連邦をして有機的に、ダイナミックにその活動を展開せしめ、独、伊、日よりするその征服対象から免れしめる為には、何としても二千万そこそこの白人の人口を以ってしては、根本的にその地方の天然資源の開発をも含めて、労働人口が絶対数として不足であり、中・西部の天然資源を東北部の工業地帯へ運ぶため、とにかく二、三本の東西を結ぶ汎アメリカ鉄道や、郵便、その他の風通し機構の建設が急がれたということであり、この運動に利用し得るものとして、黒人にオンブする以外に道はないとの結論に達したとのことで、土着の黒人の労働力の使用が、移民をメインとする自然増加よりも、社会増加に依存したその人口増だけでは賄い切れず、南部十一州の実質一五〇〇万の黒人労働力、北部の三〇〇万のそれをアテにするのと抜きにはその政治的施策の方策がなかったということになる。北部の工業力、とりわけニューヨークよりミシガンに及ぶ帯状の重工業化地帯と、南部、中西部の天然資源 (鉄、石炭、石油をメインとする)、農産物はリンカーンをして、黒人の

労働力を利用させてもらう限り、その中立維持に無害であり、白人の $\frac{2}{3}$ を占めるアングロサクソン系アメリカ人と協力させれば、その中立は全きを得ると判断したことによるものとみてよい。宏大な西部の Frontier、当時として考えられた無限の資源（今はそうではない）は、世界的にも漸くめばえ始めた国際法上の全き中立なるものが、全き経済上の中立に外ならないとした考え方にも支えられ昇華されて行ったものとみてよいだろう。

リンカーンが考えた奴隷の解放とは、あくまで、その政治的解放であり、社会的解放迄を意味していなかった。

アメリカ法をつぶさにひもとく場合、現代でもアメリカ連邦憲法とは、あくまでも違憲判断憲法のことであり、個人の基本的、社会的人権に及ぶものはすべてこれを州法にたよっていることを忘れてはならない。

州法は今日ですら一八九六年の *separate but equal rule*、一九五四年の連邦裁修正、一九一〇年のオクラホマ憲法の、一九一五年の排除でも明瞭な通り、リンカーンの奴隷解放条項の規定とは殆んど関係なく、テレスコープでみた場合、一定のスピードと間隔で、まことにノンビリと、その社会的、文化的、経済的解放を進めてゆくという特質を持っている。水の低きにつくが如くである。そしてリンカーンの指示した政治的解放とは、黒人に勤労意欲と、種族維持の可能性の希望を湧きたたせ、それが原動力となり、黒人の解放前に培する勤労成果を上げ、全く以って黒人の力のみで、東海岸の経済的統一とその有機的運営、西海岸との交通網の整備に急ピッチを上げさせ、ターナーをして黒人の力のみによって一九八〇年代一杯迄かかるだろうとされた東西海岸の連結と、工、鉱、農業を三本の柱とする中立政策の維持の背景を作らせ、⁽³⁶⁾ 予想より百年も早く、一八九〇年前後に辺境（フロンティア）は消滅し、⁽³⁷⁾ そのたくわえた力で第一、第二次世界大戦を戦うことになる。何よりも大きな成果には、独、伊、日の拡大主義に対し、黒人の力で⁽³⁸⁾ 以って、全くタッチの差でアメリカをして（経済的意義を骨格とする）中立政策維持の方向へ向わしめたということになるであろう。

リンカーンの偉大なるは、彼がただ単なる人道主義者であったということではなくして、人道主義をふりかざして、そ

れをあくなき迄に政治に利用したことに尽きると思う。彼の奴隷解放によって、黒人の政治的地位は一見浮上したが、社会的地位の向上は別問題として残り、それと殆んど関係なく一定の速度と間隔で改定の方向へ、進んではいるのである。

結果として言えることは、この解放宣言後、黒人の労働可能人口が急増し、それは旧に倍する労働をさせられ、それがとりもなおさず、アメリカ中立政策の肉付けへと繰り込まれて行ったということになるであろう。これはあたかも、戦後の日本の農地解放が自作農民としての覚醒につながり、その生産が——量が旧に倍増したのに酷示しているといえようかと思う。

注

- (24) 前掲 大沢章、大西公照ほか訳「世界の憲法」ほか
- (25) John Spencer, B. *An Outline of American History* (1952) pp. 88-9.
- (26) Parkes, H. B., *The United States of America* (1959) pp. 168-74, 366-74.
John Spencer, B. *op. cit.*, pp. 102-3.
- (27) Casner, M. B. & Gabriel, R. H., (1936) *op. cit.*, 487.
Clohn Spencer, B. *op. cit.*, 82.
- (28) *ibid.* p. 526.
- (29) John Spencer, B. *op. cit.*, p. 84.
- (30) Casner, M. B. & Gabriel, R. H., *op. cit.*, pp. 468-9.
- (31) John Spencer, B., *op. cit.*, p. 87.
- (32) Casner, M. B. & Gabriel, *op. cit.*, pp. 471-2.
- (33) *ibid.*, pp. 472-3.
- (34) *ibid.*, p. 496.
- (35) *ibid.*, p. 467.

President's Research Committee on Social Trend, *Recent Social Trends in the United States* (1933) p. 17.

- (36) *ibid.*, pp. 482-3.
- (37) Turner, F. J. *The Significance of Sections in American History* (1932).
- (38) Turner, F. J., *The Significance of the Frontier in American History*, 1893 (1940) の全篇がその説明を費やしている。